固定資産税(償却資産) 担当実務者向けレポート

2 3号

目次

【コラム】

「償却資産申告書」

受理の工夫②

【今月の質問】は、今月は休みとさせていただきました。



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979 年 横浜市入庁(主税 部財政局及び区役所にて固定 資産税部門の専任職・税務表彰 受理) 2015 年 横浜市財政 局主税部税務課償却資産センタ - 退職

在職中より、全国自治体にて、固定資産税(償却資産)研修講師、全国版研修ビデオ「はじめの一歩」「償却資産の基礎」ほか研修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却 資産の固定資産税実務の現場 から」(神戸市ほか)著作「償却 資産の固定資産税申告 O&A」

総務省主催「償却資産の実地 調査研究委員会」委員歴任 総合鑑定調査 主席研究員

資産評価システム研究センター

特任講師 ほか

償却資産の実務 ②



株式会社総合鑑定調査

令和4年2月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改 正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】「償却資産申告書」受理の工夫②

「償却資産申告書」受理時、そして、申告書をチェックしながら納税通知書送付のための電算入力をするあいだには、いくつかのチェックポイントがある。



申告書の右上には、○で囲む欄がある。

ここで「9 増加償却の届出」がある場合は、法人税施行令60条、所得税法施行令133条の届出であり、償却資産も国税同様(評価基準3章1節九-1)に、適用が認められるが、その適用期間が数年に渡るため、課税標準額の算出を行わなければならない。それを初年度のみの適用処理で翌年からの処理を失念してしまう事例がある。

同様に、「10 非課税資産該 当」には、毎年、計算を求めるも のが存在している。

地方税法第348条の非課税該当資産には、用語の定義の確認、そして政令、省令まで、きちんと読み解いていかないと適用を誤るものが多いが、その中で「無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置」では「無料又は低額診療患者の割合」により、非課税の割合が異なってくる。非課税を適用するには、「無料又は低額診療患者の割合」を、毎年、求めることになる。

5 無料低額診療事業に係る税制優遇

区分	税目	税制優遇を受けられる主体
国 税	法人税	社会福祉法人、民法法人
地方税	法人住民税	社会福祉法人、民法法人
	固定資産税、不動産取得税	社会福祉法人、日本赤十字社、民法法人、農協、生協及び 宗教法人(旧社会福祉事業法の届出を行った場合のみ)

- (注) 固定資産税については、受診者割合に応じて非課税の範囲が異なる。
 - 1 受診者割合 10%以上 → 非課税
 - 2 受診者割合5%以上10%未満 → (受診者割合(%)-5)×5+75(%)の部分が非課税
 - 3 受診者割合2%以上5%未満 → (受診者割合(%)-2)×15+30(%)の部分が非課税
 - 4 受診者割合2%未満 → 課税

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を 行う事業について」

(平成 13 年 7 月 23 日付け社援発第 1276 号厚生労働省社会・援護局長通知及び平成 13 年 7 月 23 日付け社援総発第 5 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

株式会社

総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18 クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

くお知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行なってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、 償却資産に精通した講師を派遣 し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細 については、まずは、お気軽にご相 談下さい そのほかにも「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」(総税固第51号 平成26年9月16日)で、医療法人が行う社会福祉事業等の非課税認定の誤りが多発していることについての通知文がでている。(下記は具体事例)

具体的事例(医療法人が行う社会福祉事業等の非課税認定)

【概要

医療法人が行っている社会福祉事業や老人福祉施設(認知症対応型グループホーム、老人デイサービスセンター等)について実施状況を把握できず、非課税措置としていなかった。

【経緯】

- 医療法人に対して、非課税制度や非課税に係る申告方法について、積極的に周知はしていなかった。
- ・ 税務課から、医療・福祉担当課に対して事業の実施状況等の情報を照会していなかった。
- 〇月×日 他市で課税誤りについて報道発表。直ちに自市における対象事業の実施状況について 医療・福祉担当課に照会し、適切に非課税措置となっているか確認。
- ・ 〇月△日 70件中10件について非課税となっていないことが分かり、税額を修正。定期的に医療・ 福祉担当課に情報照会する等の改善を行った。

介護保険法及び社会福祉法の中には、類似する事業名(例:老人居宅 介護等事業と居宅介護支援事業)、類似する施設名(介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)と介護老人保健施設)が多く存在しているの で、その区別を整理して法令を読まないと、非課税等の誤りの判断に繋 がってしまうことになる。

そして、非課税、課税標準額特例適用には「土地」「家屋」「償却資産」が全部該当である場合、また「土地」とだけ定義されていることもある。法令を読むときは「誰が」「誰に」「何を」「どのくらい」を意識して読むことは必要になってくる。

(1)「所有者が、特定されていない物的非課税」の例

「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地(旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。)(法348条第2項第3号)」とされており、所有者(この場合、宗教法人)の要件は付されていない。 なお、資産を借り受けた場合、法第348条第2項ただし書きの有料の有無が非課税に該当するか否かに関係してくる。

(2) 「所有者が特定されている物的非課税」の例

「市町村は、非課税地方独立行政法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)及び公立大学法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。)に対しては、固定資産税を課することができない。(法348条第8項)」。この場合、所有者に「非課税地方独立行政法人」が特定されている。

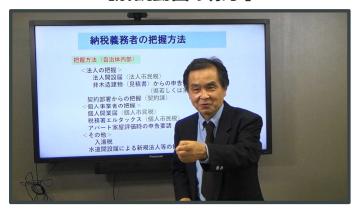
(3) 「所有者及び用途の両者が特定されている物的非課税」の例 「健康保険組合等が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その 用に供する固定資産で政令で定めるもの(法 348 条第 2 項第 11 号の 4 、令第 50 条の 3)」。この場合、所有者には「健康保険組合等」であること。そして、用 途としては、「経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産」 が特定されている。

「償却資産申告書」受理は賦課するためだけではなく、非課税、課税標準額特例資産等の適用確認と正しい税額確定は、重要な作業になる。納税通知書を発送して、手元に届いたあとでは、遅い。

償却資産 担当実務者向けレポート 無料解説動画のご案内

これまでに約200以上の自治体の償却資産実務の現場に研修等で関わってきた 笹目孝夫 主席研究員(元横浜市財政局主税部 償却資産専任職)が執筆する 「償却資産担当事務者向けレポート」について、本人によるレポートの解説動画が 下記のとおり視聴することができます。

【解説動画の様子】



[2月号] では 前号に引き続き、「償却資産申告書」受理の工 夫について解説をしております。

これまでの解説内容

[10月号]

- ・「申告の手引き」の可能性 ①
- [11月号]
- ・「申告の手引き」の可能性②
- [12月号]
- ・「申告の手引き」の可能性 ③
- [1月号]
- ・「償却資産申告書」受理の工夫 ①

動画視聴はこちらから

「総合鑑定調査」のキーワードで検索

こちらのボタンをクリック

無料会員(自治体)限定

総合鑑定調査

検索





パスワードは「 sogoskt 」を入力ください。